

7月1日から、近江八幡市パートナーシップ宣誓制度が始まります

問 人権・市民生活課 TEL (36)5881・FAX (36)5882



その取り組みの一環として、一方または双方が性的マイノリティであるカップルが、日常生活で互いの人権を尊重し、人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓する、「パートナーシップ宣誓制度」を実施します。宣誓者には、市が2人の関係を公的に証明するパートナーシップ宣誓書受領証と受領カードをお渡しします。



本市では、あらゆる人権侵害をなくし、人権意識の高揚を図り、明るく住みよい「人権擁護都市」の実現に向けて取り組んでいます。

誰もが幸せに暮らせるまちを目指して

本市の市民講座で講演された井上さんの結婚式



L レズビアン 女性の同性愛者
G ゲイ 男性の同性愛者
B バイセクシュアル 両性愛者
T トランスジェンダー 心と身体の性別が一致しない人
Q クエア、またはクエスチョニング 性自認や性的指向が定まっていない、または決めたくない人

パートナーシップの宣誓ができる人

- ・一方または双方が性的マイノリティであること。
- ・双方が成年に達していること。
- ・一方または双方が市内に住所を有している（転入予定者を含む）こと。
- ・双方に配偶者（事実婚を含む）がないこと。
- ・双方以外にパートナーシップ関係にある人がいないこと。
- ・双方が、親族（直系血族、3親等以内の傍系血族、直系姻族）の関係にないこと。ただし、親族の関係にない双方がパートナーシップ関係を前提として養子縁組をしている場合を除く。

パートナーシップ宣誓制度と婚姻の違い

婚姻は法律に基づいて行われ、法的な「家族」となることでさまざまな権利や義務が発生しますが、パートナーシップ宣誓制度は婚姻とは異なり、法的な効力はありません。そのため、例えばパートナーの法定相続人になったり、パートナーの税金の控除を受けたりすることはできません。しかし、市や県などの自治体ができる範囲で「家族と同じように認める」ことで、利用できる行政サービスがあります。また、不安を抱えながら生活している性的マイノリティのカップルにとって、公的な証明は「ありのままの自分たちでいい」と考えるきっかけになるのではないのでしょうか。



利用可能な行政サービス

- ・市営住宅での同居
- ・災害証明の代理申請
- ・犯罪被害者遺族見舞金の申請
- ・総合医療センター入院時の各種届け出書類の代理申請 など



お気軽にご相談ください

必要な書類や手続き方法については、市ホームページ（HP）05204「近江八幡市パートナーシップ宣誓制度の手引き」からご覧いただけます。パートナーシップの宣誓を希望するカップルは、当課までお問い合わせください。

性的マイノリティ (LGBTQ) とは？

「異性を好きになる」「性別は男か女のみ」「心と身体の性別が一致している」という多数（マジョリティ）の人たちからみて、同性が好き人や、自分の性に違和感を覚えるという少数（マイノリティ）の人たちのことです。最近では英語の頭文字をとって、LGBTQとも呼ばれます。性的マイノリティの人の中には、差別や偏見に苦しみ、生きづらさを抱えている人が少なくありません。私たち一人ひとりが、性の多様性について正しく知り、理解を深めることが大切です。



profile



- 井上ひとみさん（写真左）1979年生まれ、京都市出身。獣医師、特定非営利活動法人カラフルブランケッツ理事長。高校生の時に自身がレズビアンであると自覚し、周囲に話せず悩んでいた。昨年度、本市の市民講座でパートナーシップ宣誓制度や自身の経験などを講演。
- 瓜本淳子さん（写真右）1979年生まれ、大阪市出身。井上さんと交際後、動物看護師の資格を取り、同じ病院で勤務。
- 2人の歩み
 - ・2011年 交際開始
 - ・2015年 関西レインボーフェスタで結婚式を挙げ、周囲にカミングアウト
 - ・2018年 大阪でパートナーシップ宣誓証明制度の第1号となる

